

お知らせ

ざまホットライン ZAMA HOT LINE

20歳になったら国民年金

国内に居住する20歳以上60歳未満の方は、国民年金に加入し、保険料を納める必要があります。20歳到達時(外国籍の方は2~3カ月後)に対象者へ日本年金機構が案内通知を送付します。



国民年金加入者は、老後を支える「老齢年金」、病気やけがで障がい状態になった場合の「障害年金」、加入者が亡くなった場合に子や配偶者を支援する「遺族年金」を受給することができます。

令和6年度国民年金保険料(第1号被保険者)月額1万6,980円

問合せ ねんきん加入者ダイヤル ☎0570(003)004 (050で始まる電話からは ☎03(6630)2525)、厚木年金事務所国民年金課 ☎046(223)7171 (代表)

保険料の支払いが困難な場合

学生納付特例制度または免除・納付猶予制度を利用することで未納を防ぎ、年金の受給要件を満たすことができます。詳しくは、問い合わせ先または担当へお問い合わせください。

● 学生納付特例制度

学校教育法に規定する大学、短期大学、専修学校などの在学期間中に保険料の支払いを猶予できます。

対象 20歳以上の学生で本人の所得が一定額以下の方

● 免除・納付猶予制度

収入減少や失業などの理由で困難となった保険料の支払いを「免除」または「猶予」できます。

対象 学生でない方で、本人などの所得が一定額以下の方

..... 共通事項

申請方法 20歳到達日以降、年金事務所および市役所に備え付けの申請書に必要事項を記入し、年金事務所または担当へ提出(郵送可)

※申請書は20歳到達時に日本年金機構が送付する書類にも同封されています。また、マイナポータルからの申請も可能です。

手続きに必要なもの 顔写真付きの本人確認書類(窓口に来られる方のもの)、基礎年金番号通知書、新年度有効の学生証(コピー可) または在学証明書(学生納付特例の場合)

免除・猶予された保険料の追納 年金額を減らさないよう、10年以内の保険料をさかのぼって納付できます。また、保険料に加算額が上乗せされる場合があります。詳しくは、問い合わせ先または担当へお問い合わせください。

担当 保険年金課 ☎046(252)7035 FAX 046(252)7043

個人市県民税(普通徴収)・国民健康保険税の納付方法が増えました

納付書に印字された「地方税統一QRコード」を利用して、クレジットカードやインターネットバンキング、スマートフォン決済アプリなど、さまざまな納付方法が選べるようになりました。

また、納付書裏面に記載されている金融機関に加えて、地方税統一QRコードに対応した全国の金融機関の窓口やATMでも納付できます。



地方税お支払サイト

詳しくは地方税お支払サイト(https://www.payment.eltax.lta.go.jp/pbuser?id=top)をご覧ください。

※QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。

担当 個人市県民税(普通徴収)について

市税総務課 ☎046(252)8021 FAX 046(255)3550

国民健康保険税について

保険年金課 ☎046(252)7003 FAX 046(252)7043

心の悩みや心配を1人で抱えないで

SNSや電話などで相談できます。詳しくは下記2次元コードからご確認ください。



NPO法人自殺対策支援センターライフリンク「生きづらびっと」



ストレスチェック「こころの体温計」

電話相談 神奈川県「こころの電話相談」 ☎0120(821)606 (年中無休24時間)

担当 地域福祉課 ☎046(252)8247 FAX 046(255)3550

市税などの納付は口座振替のご利用を

市税などの納付には、納め忘れや金融機関などに行く手間のない口座振替をご利用ください。

申込方法など詳しくは、下記問い合わせ先へお問い合わせください。

口座振替の申込方法

市役所、各出張所および市内にある下記取扱金融機関で配布する「座間市口座振替依頼書」に必要事項を記入し、預(貯)金通帳と通帳印を併せて取扱金融機関へ持参してください。

※市外の取扱金融機関には、依頼書が備え付けてありません。事前に各担当に依頼書を請求してください。

※★の金融機関は、市役所各担当課窓口でも申請ができます。キャッシュカード、顔写真付きの本人確認書類を持参してください。詳しくは担当へお問い合わせください。

振替種目と振替日一覧

振替日	4月末日	5月末日	6月末日	7月末日	8月末日	9月末日	10月末日	11月末日	12月25日	1月末日	2月末日	3月末日
振替種目	上記振替日が金融機関の休業日にあたる場合は翌営業日											
① 固定資産税・都市計画税(注1)		1期		2期		3期		4期				
② 個人市県民税(普通徴収)(注1)(注2)			1期		2期		3期		4期			
③ 軽自動車税(種別割)		全期										
④ 国民健康保険税(注1)(注2)			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期
⑤ 市営住宅使用料	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	(注3)12月	1月	2月	3月
⑥ 介護保険料			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期
⑦ 児童ホーム手数料(児童ホーム保育料)	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	(注3)9期	10期	11期	12期
⑧ 保育所保護者負担金(保育所保育料)	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	(注3)9期	10期	11期	12期
⑨ 後期高齢者医療保険料				1期	2期	3期	4期	5期	(注3)6期	7期	8期	9期
⑩ 小学校給食費		1期	2期	3期		4期	5期	6期	(注3)7期	8期	9期	10期

〈注1〉期別振替か全期前納振替かを選択することができます。

期別振替は、納期限ごとに振り替えられます。全期前納振替は、1期の納期限に年間の全額が振り替えられます。2期以降から全期前納振替を申し込んだ場合は、初年度は納期限ごとに振り替えられ、翌年度から1期に年間の全額が振り替えられます。年度途中で増額された場合(個人市県民税(普通徴収)の随時期、国民健康保険税随時期を除く)は差額が納期限ごとに振り替えられます。

〈注2〉個人市県民税(普通徴収)の随時期および国民健康保険税随時期は、振替対象外です。

〈注3〉振替日は、取扱金融機関の1月最初の営業日です。

- 問合せ ①②③について 市税総務課 ☎046(252)8021
- ④について 保険年金課 ☎046(252)7003
- ⑤について 都市整備課 ☎046(252)7032
- ⑥について 介護保険課 ☎046(252)7719
- ⑦について こども育成課 ☎046(252)7969
- ⑧について 保育・幼稚園課 ☎046(252)7202
- ⑨について 保険年金課 ☎046(252)7213
- ⑩について 就学支援課 ☎046(252)8749

取扱金融機関

- ★横浜銀行 ★みずほ銀行(注) ★三菱UFJ銀行(注) ★三井住友銀行
- ★りそな銀行 ●静岡銀行 ●スルガ銀行 ●神奈川銀行
- 静岡中央銀行 ★きらぼし銀行 ●横浜信用金庫 ★平塚信用金庫
- 城南信用金庫 ★さがみ農業協同組合 ●中央労働金庫
- ★ゆうちょ銀行・郵便局

※(注) 小学校給食費は取り扱いできません。

担当 市税総務課 ☎046(252)8021 FAX 046(255)3550